

株 主 各 位

東京都港区六本木六丁目10番1号
六 本 木 ヒ ル ズ 森 タ ワ ー
ク ル ー ズ 株 式 会 社
代表取締役社長 小 渕 宏 二

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水曜日）午後7時までに到着するようにご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2019年6月27日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分） |
| 2. 場 | 所 | 東京都港区港南二丁目16番4号
品川グランドセントラルタワー 3階 ザ・グランドホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |

- | | |
|------------|---|
| 3. 目 的 事 項 | |
| 報 告 事 項 | 1. 第18期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第18期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件 |

決 議 事 項

- | | |
|-------|--------------------------|
| 第1号議案 | 取締役（監査等委員である者を除く。）6名選任の件 |
| 第2号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第3号議案 | 会計監査人選任の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://crooz.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://crooz.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

当連結会計年度の事業の状況

#### (1) 事業の経過及び成果

当社は「20XX年までに時価総額1兆円以上」という超長期的目標を掲げ、2018年5月10日をもって全ての事業を子会社化し、純粋持株会社となりグループ経営への移行を決定しております。これに伴い、SHOPLIST事業も会社分割し、クルーズ株式会社は事業を持たない投資会社の位置付けでグループ運営の最適化への環境を整えてまいります。また、これらの実現に向け、次世代の事業と経営者の誕生と成長、永遠のベンチャースピードを手に入れるための仕組み「CROOZ永久進化構想」を構築しております。

同時に、将来的に株主・投資家、顧客、社員、社会その他すべてのステークホルダーに大きな価値を還元するべく、当面は「連結のEBITDAゼロへ、営利・当期利益はマイナスにしても利益及び現金を総投資して、SHOPLISTの売上最大化、第二・第三の事業の柱早期立ち上げ、M&Aによる売上最大化」を今後の重点戦略として掲げました。

グループの主軸事業であるEC事業の国内BtoCのEC（消費者向け電子商取引）市場は2018年に17.9兆円に達しており（注1）、また今後更に拡大し、2021年度には25.6兆円に達する見込みといわれております（注2）。

また、その中でもSHOPLISTのおかれるアパレルEC（BtoC）市場は、2017年に1.6兆円に到達し、直近4年間で約4,820億円拡大してまいりました。この成長規模とスピードは2012年より国内で開始されたフリマアプリ（CtoC）の推定市場規模が5年をかけて到達した4,835億円に匹敵するものであります（注1）。

当該成長市場においてSHOPLISTは、平均商品単価約1,800円という低価格で良質なファストファッション商材の取扱いに特化し、また会員属性もその9割以上が10-20代を中心とした女性という特異なポジショニングを確立し、2012年7月の立ち上げから7年目を迎えた当連結会計年度の売上高は249億円を超え、拡大を継続しております。

SHOPLIST事業においては、今後の更なる拡大を目指し、新規ユーザー獲得を狙った大規模プロモーションはもちろん、探しやすさや購入前と後のギャップをゼロにするべくサイトのユーザビリティ向上、配送日数改善などの物流インフラの強化を通じたリピート率向上に注力してまいります。

以上の結果として、当連結会計年度の経営成績は、売上高30,282,348千円（前連結会計年度比18.8%増）、営業損失1,002,245千円（前連結会計年度は営業利益725,300千円）、経常損失972,314千円（前連結会計年度は経常利益702,542千円）、親会社株主に帰属する当期純損失1,639,200千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益105,941千円）となりました。

（注1）2019年5月16日経済産業省「平成30年度 我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備（電子商取引に関する市場調査）報告書」を基に記載しております。

（注2）株式会社CyberZ及び株式会社シード・プランニングの共同調査情報を基に記載しております。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は885,900千円で、その主なものは倉庫施設に関連した物流設備等購入による増加であります。

## (3) 資金調達の状況

当社は、2018年8月31日に第1回無担保社債を発行し、10,000百万円の資金調達を行っております。

## (4) 重要な企業再編等の状況

- ① 2018年7月1日付でSHOPLIST事業を、100%子会社CR00Z SHOPLIST株式会社に承継させ、事業持株会社から純粋持株会社体制へ移行しております。
- ② 2018年12月18日付で、当社は物流コンサルティング及び発送代行業を行うCR00Z LOGISTICS株式会社の全株式を取得し、同社を当社の連結子会社としております。
- ③ 2019年2月21日付で、当社はインサイドセールスシステムなどを開発・運営するイズム株式会社の全株式を取得し、同社を当社の連結子会社といたしました。
- ④ 2019年2月28日付で、当社子会社であるClass Action株式会社は、株式会社クラスアクションより、集団訴訟プラットフォーム事業を取得しました。

### (5) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                                 | 2015年度<br>第15期 | 2016年度<br>第16期 | 2017年度<br>第17期 | 2018年度<br>第18期<br>(当連結会計年度) |
|-----------------------------------------------------|----------------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 売上高(千円)                                             | 27,787,135     | 28,500,895     | 25,486,401     | 30,282,348                  |
| 経常利益又は経常損失<br>(△)(千円)                               | 2,475,082      | 2,122,972      | 702,542        | △972,314                    |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益又は親会社<br>株主に帰属する当期純<br>損失(△)(千円) | 1,528,815      | 3,230,944      | 105,941        | △1,639,200                  |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり当期純<br>損失(△)(円)                | 127.60         | 269.05         | 8.78           | △144.27                     |
| 総資産(千円)                                             | 12,289,443     | 16,269,330     | 16,694,301     | 24,410,456                  |
| 純資産(千円)                                             | 8,978,700      | 12,081,189     | 12,117,637     | 8,660,066                   |
| 1株当たり純資産(円)                                         | 746.97         | 998.17         | 998.47         | 738.83                      |

### (6) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                         | 資 本 金     | 当社の出資比率 | 主要な事業内容                                           |
|-------------------------------|-----------|---------|---------------------------------------------------|
| CR00Z SHOPLIST株式会社            | 40,000千円  | 100%    | ファッション通販 SHOPLIST.com<br>by CR00Z の企画、開発、運営       |
| Studio Z株式会社                  | 120,000千円 | 100%    | エレメンタルストーリーを中心とし<br>たスマートフォン向けゲームの企<br>画、開発、運営    |
| CR00Z TRAVELIST株式会社           | 50,000千円  | 100%    | 格安航空券販売・比較サイト<br>TRAVELIST by CR00Z の企画、開発、<br>運営 |
| 株式会社Candle                    | 54,408千円  | 100%    | メディア事業・新規事業の企画、開<br>発、運営                          |
| CR00Z Media Partners<br>株式会社  | 15,000千円  | 70%     | 広告・メディアを取り扱う代理店事<br>業                             |
| Sevenwoods Investment<br>株式会社 | 22,500千円  | 100%    | プライベート・エクイティ・ファン<br>ドへのFoF事業、国内外スタートアッ<br>プへの投資事業 |

#### ③ 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

## (7) 対処すべき課題

当社グループは、インターネット業界における、ハードウェア、ソフトウェアの進化、ユーザーの嗜好の変化、他業界からの新規参入等の様々な急速な変化に対応するために、以下の課題を認識しており、対応していく方針であります。

### ① 多様な収益源の確保

当社グループは、ユーザーに受け入れられるサービスの移り変わりが激しいインターネット業界において、絶えず新たな収益源を模索していくことが重要と考えております。

SHOPLIST事業は、SHOPLISTの更なる事業拡大・サービスの向上を図りつつ、EC事業で得られた知見を活かした新規事業にも挑戦してまいります。

ゲーム事業は、売上・利益がゼロになるリスクの少ない強力IPを持つ他社との協業や受託開発で確実な利益創出を図ってまいります。

また、SHOPLISTに続く第二・第三の柱の創出を目指し、新規事業の開発やM&Aを通じた新たな事業への参入などを検討してまいります。

### ② 事業スピードの最大化

変化の激しいインターネット業界においては、事業スピードを最大化することが重要であり、いかに多くのチャレンジをし、早期にその成否を見極められるかという仕組化が事業の成長には不可欠であると考えております。

当社グループは、全ての事業を子会社化し、コンパクトな組織にすることにより、開発手法や採用などあらゆる意思決定をそれぞれが創業時並みのスピードで行い、事業を推進してまいります。

### ③ 内部統制、コーポレートガバナンス体制の充実

企業が持続的に成長していくためには、内部統制の実効性を高め、日々充実させることが重要であると考えております。当社グループでは、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制を実施するのみならず、事業面・技術面・管理面の全てにおいて、当社独自に策定したチェック項目を四半期ごとに経営幹部が確認するとともに、チェック項目のブラッシュアップを日々行うことによって、内部管理体制及びコーポレートガバナンス体制を充実させております。

(8) 主要な事業内容 (2019年 3月31日現在)

当社グループの主力事業は、100%子会社であるCR00Z SHOPLIST株式会社において運営している、ファストファッション通販「SHOPLIST.com by CR00Z」を中心としたEC事業となっております。なお、100%子会社であるStudio Z株式会社などにおいて、継続してゲーム事業を展開しているほか、各子会社にてインターネット関連の各種事業を展開しております。

(9) 主要な事業所 (2019年 3月31日現在)

| 名 称                       | 所 在 地  |
|---------------------------|--------|
| クルーズ株式会社                  | 東京都港区  |
| CR00Z SHOPLIST株式会社        | 東京都品川区 |
| Studio Z株式会社              | 東京都港区  |
| CR00Z TRAVELIST株式会社       | 東京都港区  |
| 株式会社Candle                | 東京都渋谷区 |
| CR00Z Media Partners株式会社  | 東京都港区  |
| Sevenwoods Investment株式会社 | 東京都港区  |

(10) 使用人の状況 (2019年 3月31日現在)

| 従 業 員 数    | 前 連 結 会 計 年 度 末 比<br>増 減 |
|------------|--------------------------|
| 248 (25) 名 | 44名増                     |

- (注) 1. 従業員数は正規使用人のみで、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員数を外数で記載しております。
2. 前連結会計年度末と比較して従業員数が44名増加しておりますが、これは主にSHOPLIST事業の事業拡大に伴う人員増加と連結子会社の増加等によるものです。

(11) 主要な借入先の状況 (2019年 3月31日現在)

| 借入先         | 借入額           |
|-------------|---------------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 1, 237, 759千円 |

なお、取引金融機関と融資限度額を決めたリボルビング・クレジット・ファシリティ契約（融資限度額20億円）を締結しております。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 43,886,400株
- (2) 発行済株式の総数 11,101,134株  
(自己株式数1,834,966株を除く。)
- (3) 株主数 4,112人
- (4) 大株主

| 株 主 名                                           | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|-------------------------------------------------|------------|---------|
| 小 淵 宏二                                          | 3,350,000株 | 30.17%  |
| NOMURA PB NOMINEES TK1 LIMITED                  | 1,523,900株 | 13.72%  |
| 田 澤 知志                                          | 1,020,000株 | 9.18%   |
| NPBN-SHOKORO LIMITED                            | 476,200株   | 4.28%   |
| モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社                            | 435,878株   | 3.92%   |
| BBH (LUX) FOR FIDELITY FUNDS PACIFIC FUND       | 420,600株   | 3.78%   |
| MSIP CLIENT SECURITIES                          | 364,950株   | 3.28%   |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL                     | 278,400株   | 2.50%   |
| BNYMSANV RE GCLB RE JP RD LMGC                  | 198,100株   | 1.78%   |
| UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT | 123,100株   | 1.10%   |

- (注) 1. 当社は自己株式を1,834,966株保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除し、小数点第3位以下を切り捨てて算出しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、機動的な資本政策等の遂行と株主還元策の一環として、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、2018年5月11日の当社取締役会決議により、2018年5月14日から5月24日の間、市場取引により517,200株の自己株式を総額1,119,485,000円で取得し、また、2018年6月18日の当社取締役会決議に基づき、2018年6月19日から12月18日の間、市場取引により465,100株の自己株式を総額1,034,177,500円で取得いたしました。

### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当事業年度末日において当社役員が保有している新株予約権等（職務執行の対価として交付されたものを除く）の状況

① 2011年4月4日開催の取締役会決議による新株予約権

|                             |                             |                      |
|-----------------------------|-----------------------------|----------------------|
| 新株予約権の名称                    | 第7回新株予約権                    |                      |
| 保有者数                        | 取締役（監査等委員を除く）1名             |                      |
| 新株予約権の数                     | 10,000個（新株予約権1個につき100株）（注1） |                      |
| 新株予約権の目的である株式の数             | 1,000,000株（注1）              |                      |
| 新株予約権の発行価額                  | 1個あたり                       | 470円                 |
| 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額        | 1個あたり<br>（1株あたり             | 73,400円<br>734円）（注1） |
| 新株予約権の行使に関して株式を発行する場合の資本組入額 | 1個あたり                       | 36,935円              |
| 新株予約権を行使することができる期間          | 2011年4月20日から2021年4月19日まで    |                      |
| 新株予約権の行使の条件                 | （注2）                        |                      |

② 2012年8月8日開催の取締役会決議による新株予約権

|                             |                          |                      |
|-----------------------------|--------------------------|----------------------|
| 新株予約権の名称                    | 第8回新株予約権                 |                      |
| 保有者数                        | 取締役（監査等委員を除く）2名          |                      |
| 新株予約権の数                     | 140個（新株予約権1個につき100株）（注1） |                      |
| 新株予約権の目的である株式の数             | 14,000株（注1）              |                      |
| 新株予約権の発行価額                  | 1個あたり                    | 2,087円               |
| 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額        | 1個あたり<br>（1株あたり          | 50,100円<br>501円）（注1） |
| 新株予約権の行使に関して株式を発行する場合の資本組入額 | 1個あたり                    | 26,094円              |
| 新株予約権を行使することができる期間          | 2012年8月25日から2022年8月24日まで |                      |
| 新株予約権の行使の条件                 | （注3）                     |                      |

③ 2015年5月15日開催の取締役会決議による新株予約権

|                             |                                     |
|-----------------------------|-------------------------------------|
| 新株予約権の名称                    | 第12回新株予約権                           |
| 保有者数                        | 取締役（監査等委員を除く） 1 名                   |
| 新株予約権の数                     | 170個(新株予約権 1 個につき100株)              |
| 新株予約権の目的である株式の数             | 17,000株                             |
| 新株予約権の発行価額                  | 1 個あたり 10,000円                      |
| 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額        | 1 個あたり 308,500円<br>( 1 株あたり 3,085円) |
| 新株予約権の行使に関して株式を発行する場合の資本組入額 | 1 個あたり 159,250円                     |
| 新株予約権を行使することができる期間          | 2015年6月2日から2025年6月1日まで              |
| 新株予約権の行使の条件                 | (注4)                                |

④ 2017年6月20日開催の取締役会決議による新株予約権

|                             |                                     |
|-----------------------------|-------------------------------------|
| 新株予約権の名称                    | 第14回新株予約権                           |
| 保有者数                        | 取締役（監査等委員を除く） 2 名                   |
| 新株予約権の数                     | 670個(新株予約権 1 個につき100株)              |
| 新株予約権の目的である株式の数             | 67,000株                             |
| 新株予約権の発行価額                  | 1 個あたり 100円                         |
| 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額        | 1 個あたり 285,200円<br>( 1 株あたり 2,852円) |
| 新株予約権の行使に関して株式を発行する場合の資本組入額 | 1 個あたり 142,650円                     |
| 新株予約権を行使することができる期間          | 2017年7月6日から2027年7月5日まで              |
| 新株予約権の行使の条件                 | (注5)                                |

⑤ 2018年3月7日開催の取締役会決議による新株予約権

|                             |                                     |
|-----------------------------|-------------------------------------|
| 新株予約権の名称                    | 第15回新株予約権                           |
| 保有者数                        | 取締役（監査等委員を除く） 3 名                   |
| 新株予約権の数                     | 3,877個(新株予約権 1 個につき100株)            |
| 新株予約権の目的である株式の数             | 387,700株                            |
| 新株予約権の発行価額                  | 1 個あたり 100円                         |
| 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額        | 1 個あたり 217,200円<br>( 1 株あたり 2,172円) |
| 新株予約権の行使に関して株式を発行する場合の資本組入額 | 1 個あたり 108,650円                     |
| 新株予約権を行使することができる期間          | 2018年3月27日から2038年3月26日まで            |
| 新株予約権の行使の条件                 | (注6)                                |

(注1) 2010年9月14日開催の取締役会決議により、2010年10月1日をもって普通株式1株を2株に分割したこと、2011年2月2日開催の取締役会決議により、2011年3月1日をもって普通株式1株を2株に分割したこと、及び2013年4月15日開催の取締役会決議により、2013年10月1日をもって普通株式1株を100株に分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使に際して払い込みをすべき金額、及び資本組入額を調整しております。

(注2) 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認めるものとする。
- (2) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に株式会社東京証券取引所 JASDAQ スタンダード市場における当社普通株式の普通取引終値の一度でも権利行使価額に30% (ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」の定めに基づいて取締役会により適切に調整されるものとする。) を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を権利行使価額の76% (ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」の定めに基づいて取締役会により適切に調整されるものとする。) の価額で行使期間の終期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
  - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
  - (b) 当社が法令や株式会社東京証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
  - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
  - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

(注3) 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (2) 本新株予約権者は、以下の区分に従い、割当てられた新株予約権個数のうち、その全部又は一部につき新株予約権を行使することができる。ただし、権利行使は1個単位とする。
  - (a) 2012年8月25日から2015年8月24日までは、割当てられた新株予約権の行使は一切できないものとする。
  - (b) 2015年8月25日から2018年8月24日までは、割当てられた新株予約権のうち、2分の1を上限として行使できる。
  - (c) 2018年8月25日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでは、割当てられた新株予約権のうち、2分の1を上限として行使できる。
  - (d) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場している証券取引所の普通取引終値に基づいて算出した時価総額が一度でも300億円を超過しなかった場合、割当てられた新株予約権の行使は一切できないものとする。
  - (e) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場している証券取引所の普通取引終値に基づいて算出した時価総額が一度でも300億円を超過した場合、上記(a)乃至(c)の定めに従い、割当てられた新株予約権のうち、2分の1について行使できる。
  - (f) 割当日から2018年8月24日までの間に当社が上場している証券取引所の普通取引終値に基づいて算出した時価総額が一度でも600億円を超過した場合、上記(a)乃至(c)の定めに従い、割当てられた新株予約権の全てを行使することができるものとする。ただし、本新株予約権者が行使した新株予約権の数、上記(b)に規定する上限に達しない場合、上記(c)の定めにかかわらず、割当てられた新株予約権のうち未行使の新株予約権を全て行使することができるものとする。
  - (g) 2018年8月25日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場している証券取引所の普通取引終値に基づいて算出した時価総額が一度でも600億円を超過した場合、上記(c)の定めにかかわらず、超過した時点以降、割当てられた新株予約権の全てを行使することができるものとする。
- (3) 上記(2)にかかわらず、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場している証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の一度でも権利行使価額に

30%（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を権利行使価額の75%（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）の価額で行使期間の終期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- (b) 当社が法令や当社が上場している証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

(注4) 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (2) 新株予約権者は、以下の区分に従い、割当てられた新株予約権個数のうち、その全部又は一部につき新株予約権を行使することができる。ただし、権利行使は1個単位とする。
  - (a) 2015年6月2日から2017年12月1日までは、割当てられた新株予約権の行使は一切できないものとする。
  - (b) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場している証券取引所の普通取引終値に基づいて算出した時価総額が一度でも1,250億円を超過した場合、上記(a)にて定める期間を除き、割当てられた新株予約権のすべてを行使できる。
  - (c) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場している証券取引所の普通取引終値に基づいて算出した時価総額が一度でも1,250億円を超過しない限り、上記(a)にて定める期間を超過した日以降であっても、割り当てられた新株予約権の行使は一切できないものとする。
- (3) 上記(2)にかかわらず、割当日から新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場している証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の一度でも権利行使価額に30%（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を権利行使価額の95%（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）の価額で行使期間の終期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
  - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
  - (b) 当社が法令や当社が上場している証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
  - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
  - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

(注5) 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (2) 新株予約権者は、以下の区分に従い、割当てられた新株予約権個数のうち、その全部又は一部につき新株予約権を行使することができる。ただし、権利行使は1個単位とする。
  - (a) 2017年7月6日から2020年3月31日までは、割当てられた新株予約権の行使は一切できないものとする。
  - (b) 新株予約権者は、2018年3月期から2026年3月期までのいずれかの期における連結営業利益が25億円を超過した場合、上記(a)にて定める期間を除き、割当てられた新株予約権の全てを行使することができる。なお、ここでいう連結営業利益の判定においては、当社が金融商品取引法に基づき提出する有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

- (c) 2018年3月期から2026年3月期までのいずれかの期における連結営業利益が25億円を超過しない限り、上記(a)にて定める期間を経過した日以降であっても、割当てられた新株予約権の行使は一切できないものとする。
- (3) 上記(2)にかかわらず、割当日から新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場している証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に30%（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を権利行使価額の95%（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）の価額で行使期間の終期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- (b) 当社が法令や当社が上場している証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

(注6) 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (2) 新株予約権者は、新規事業による連結取扱高又は当該新規事業に係る営業利益が、以下に掲げる条件を満たした場合、各新株予約権者に割当てられた新株予約権個数のうち当該各号に定める割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として、新株予約権を行使することができる。ただし、権利行使は1個単位とする。なお、ここでいう新規事業とは、割当日時点において当社グループにおいて取扱高が発生していない事業をいうものとし、連結取扱高の具体的な算定方法については、新規事業に応じて取締役会で定めるものとする。
- (a) 割当日から2年を経過し、かつ、2019年3月期以降のいずれかの当社連結会計年度における、新規事業による連結取扱高が20億円以上又は当該新規事業に係る営業利益が4億円以上：行使可能割合33%
- (b) 割当日から4年を経過し、かつ、2019年3月期以降のいずれかの当社連結会計年度における、新規事業による連結取扱高が100億円以上又は当該新規事業に係る営業利益が20億円以上：行使可能割合60%
- (c) 割当日から6年を経過し、かつ、2019年3月期以降のいずれかの当社連結会計年度における、新規事業による連結取扱高が300億円以上又は当該新規事業に係る営業利益が60億円以上：行使可能割合100%
- (3) 上記(2)にかかわらず、割当日から新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場している証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額に30%（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を行使価額の75%（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）の価額で行使期間の終期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- (b) 当社が法令や当社が上場している証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役の氏名等（2019年3月31日現在）

| 会社における地位         | 氏 名   | 担当及び重要な兼職の状況                                                         |
|------------------|-------|----------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長          | 小淵 宏二 | －                                                                    |
| 取 締 役            | 仲佐 義規 | 最高執行責任者 COO                                                          |
| 取 締 役            | 稲垣 佑介 | 最高財務責任者 CFO                                                          |
| 取 締 役            | 張本 貴雄 | ファッションEC事業領域管掌<br>CROOZ SHOPLIST株式会社 代表取締役社長                         |
| 取 締 役            | 古瀬 祥一 | 広告事業領域管掌<br>CROOZ Media Partners株式会社 代表取締役社長<br>Light FX株式会社 代表取締役社長 |
| 取 締 役            | 対馬 慶祐 | 最高人事責任者 CHO                                                          |
| 取 締 役            | 矢嶋 健二 | 株式会社TWIN PLANET 代表取締役                                                |
| 取 締 役<br>(監査等委員) | 永井 文隆 | 永井文隆公認会計士事務所 代表<br>株式会社AURUM 代表取締役                                   |
| 取 締 役<br>(監査等委員) | 立松 進  | 株式会社U. P. n. P. 代表取締役                                                |
| 取 締 役<br>(監査等委員) | 川井 崇司 | 株式会社すごい会議どすえ 代表取締役                                                   |

- (注) 1. 監査等委員である取締役永井文隆、川井崇司及び立松進の3氏は社外取締役であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査等委員である取締役永井文隆氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員会が必要に応じて監査を補佐する担当者を任命・指揮命令して監査を行う体制としており、監査等委員会の監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

## (2) 取締役の報酬等

| 区 分                        | 員 数        | 報 酬 等 の 額               |
|----------------------------|------------|-------------------------|
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 8 名<br>(－) | 147,550千円<br>(－千円)      |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）    | 3<br>(3)   | 31,100千円<br>(31,100千円)  |
| 合計<br>（うち社外取締役）            | 11<br>(3)  | 178,650千円<br>(31,100千円) |

- (注) 1. 2016年6月29日開催の第15回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額を年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とする旨の決議をいただいております。
2. 2016年6月29日開催の第15回定時株主総会において、取締役（監査等委員）の報酬限度額を年額50百万円以内とする旨の決議をいただいております。
3. 千円単位の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 区分               | 氏 名   | 兼職先                              | 兼職内容        | 当該他の法人等との関係                                        |
|------------------|-------|----------------------------------|-------------|----------------------------------------------------|
| 取 締 役<br>(監査等委員) | 永井 文隆 | 永井文隆公認会計士事務所<br>株 式 会 社<br>AURUM | 代表<br>代表取締役 | 当社と永井文隆公認会計士事務所及び株式会社AURUMとの間に重要な取引その他特別の関係はありません。 |
| 取 締 役<br>(監査等委員) | 立松 進  | 株 式 会 社<br>U. P. n. P.           | 代表取締役       | 当社と株式会社U. P. n. P. との間に重要な取引その他特別の関係はありません。        |
| 取 締 役<br>(監査等委員) | 川井 崇司 | 株式会社すごい会議どすえ                     | 代表取締役       | 当社と株式会社すごい会議どすえとの間に重要な取引その他特別の関係はありません。            |

### ② 当事業年度における主な活動状況

| 会社における地位         | 氏 名   | 出席状況及び発言状況                                                                                                                          |
|------------------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役<br>(監査等委員) | 永井 文隆 | 当事業年度の取締役会及び監査等委員会は、当事業年度中に開催されたすべてに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、営業活動、財務活動にわたって意見を述べるとともに、また監査等委員会委員長として内部統制システムの構築についても助言・提言を行っております。 |
| 取 締 役<br>(監査等委員) | 立松 進  | 当事業年度の取締役会及び監査等委員会は、当事業年度中に開催されたすべてに出席いたしました。会社の経営者としての見地から、議案審議等に必要の発言を行っております。                                                    |
| 取 締 役<br>(監査等委員) | 川井 崇司 | 当事業年度の取締役会は、当事業年度中に開催された20回のうち16回に出席し、監査等委員会は、当事業年度中に開催された12回のうち11回に出席いたしました。経営コンサルタントとしての見地から、経営マネジメントの分野にわたって発言を行っております。          |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 29,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 29,000千円 |

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分することができないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

## 6. 会社の体制及び方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める事項について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

### (1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 取締役会は、法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的として制定したガイドラインを率先垂範して行い、その遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、その周知徹底を図る。また、法令遵守体制にかかる規程の整備を行い、コンプライアンス体制の整備を行う。また、弁護士等の外部専門家から、必要に応じてアドバイスを受ける体制を整え、業務運営の適法性の確保に努める。
  - b. 当社は、報告・相談体制である「内部通報制度」を設けて社内においてコンプライアンス違反が行われ、又は行われようとしていることが判明した際に、報告・相談を受け付ける体制を構築する。また、公益通報者保護法に準じて、通報内容を適正に取り扱い、通報者情報の秘匿など通報者に対して不利益な扱いを行わない旨を定める。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る文書その他の情報については、当社の「文書管理規程」に基づき、適切に保存及び管理を行う。

- ③ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - a. 当社及び当社グループは、個人情報に関する規程、情報セキュリティに関する規程などのリスクマネジメントに関する規程に基づき、リスクの洗い出しと軽減に取り組み、リスク管理体制を構築する。
  - b. 当社は、代表取締役社長が、当社グループのリスク管理について全体的に統括し、継続的に監視するとともに、経営に重大な影響を与えるリスクについては、取締役会に遅滞なく報告される体制を整備・維持する。
  - c. リスクマネジメント担当部署は、当社グループに関するリスクの把握に努め、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。
  - d. 当社及び当社グループのリスク管理体制の有効性については、内部監査担当を含む経営幹部が定期的に監査を行う。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 当社は、定例の取締役会を原則毎月1回、必要に応じ臨時取締役会を随時開催し、法令・定款・社内規程に基づき迅速に重要事項の決定並びに業務執行状況の管理・監督を行える体制を整備する。また、取締役及び代表取締役社長の指名を受けた者をメンバーとする経営会議を定期的に開催し、事業の基本方針その他業務執行における重要事項について審議を行い、会社経営の基本戦略を議論し、業務遂行の円滑適正な運営を図る。
  - b. 職務分掌規程及び職務権限規程に基づき、職位及び各職位の責任と権限を明確にし、業務の組織的かつ効率的な運営を図るとともに、責任体制の確立を行う。
  - c. 中期経営方針及びロードマップを策定し、目標達成のための活動を行い、その進捗状況を管理する。
- ⑤ 次に掲げる体制その他の当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
当社は、原則として子会社の取締役又は監査役を当社から1名以上派遣し、子会社の取締役の職務執行の監視・監督又は監査を行う。子会社の事業運営、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の整備その他子会社の経営管理については、関係会社管理規程に基づきリスクマネジメント担当部署が担当する。また、子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、定期的な当社への事業の状況及びリスク管理状況に関する報告を徴求し、重要事項については適切な承認を得るものとする。
  - b. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社は子会社に、法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的として制定したガイドラインに則って定点チェックを行わせ、その遵守の重要性について繰り返し情報発信することにより、その周知徹底を図る。また、法令遵守体制にかかる規程の整備を行わせ、コンプライアンス体制の整備を行う。
  - c. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
当社は、子会社に、法令遵守体制にかかる規程の整備を行わせ、コンプライアンス体制の整備を行う。また、弁護士等の外部専門家から、必要に応じてアドバイスを受ける体制の整備をさせ、業務運営の適法性の確保に努める体制を構築させる。

d. その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

監査等委員である取締役と内部監査担当が緊密に連携し、当社グループの業務監査を実施する。

- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会は、必要に応じて特定の補助使用人に業務を命じることができるものとする。

- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会が補助使用人等を置くことを求めた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役が協議を行い、その補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、適切な指揮・命令・指導及び評価のための管理システムを確立する。

- ⑧ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の補助使用人を選任している場合には、その補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。

- ⑨ 当社グループの取締役及び従業員が監査等委員会に報告するための体制

監査等委員である取締役は、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、業務執行に関する重要な書類を適宜閲覧し、必要に応じて当社グループの取締役及び使用人に対して、職務執行についての報告を求めることができるものとする。また、当社グループの取締役会は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査等委員会に報告する。

- ⑩ 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないよう必要な措置を講ずるものとする。

- ⑪ 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払い、又は償還の手続きその他の当該職務について生ずる費用又は債務の処理については、監査等委員である取締役の請求等に従い速やかに処理する。

⑫ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会に対して、業務執行取締役及び重要な使用人からヒアリングを実施する機会を与えることとするとともに、代表取締役社長、内部監査担当、監査法人と必要に応じて意見交換会を開催する。

⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保及び、金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適正な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保する。

⑭ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、取締役、本社部門、事業部門が一体となり、取引先全てに対し反社会的勢力にあたらない事を自社又は第三者機関にて調査し、確認を行う。また、当社は、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、特殊暴力防止対策協議会に加盟し、反社会的勢力排除に断固たる姿勢で臨む。万が一、反社会的勢力による不正要求行為等が発生した場合にも、リスクマネジメント担当部署が中心となり、各都道府県の警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門家との連携をとることのできる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社及び当社グループの内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査担当がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

当社は、当社及び当社グループの使用人に対し、コンプライアンスについて社内研修での教育等で説明を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

また、当社は、報告・相談体制である「内部通報制度」を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

当社及び当社グループの経営幹部によるリスク管理を主題とした定例会議を4回開催いたしました。当社及び当社グループの各本部から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、リスクマネジメント担当部署において、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

#### ④ 内部監査

内部監査担当が作成した内部監査計画に基づき、当社及び当社グループの内部監査を実施いたしました。

#### (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質の強化及び将来の事業展開のための内部留保を図りつつ、安定的な配当の維持に努めることを基本方針としております。

当期の配当に関しては未定としておりましたが、今後については、SHOPLIST事業の取扱高成長に向けた積極的なプロモーション活動、第二・第三の柱を創出するための新規事業への投資など、グループの売上最大化のために事業資金を投下するため、当期の剰余金の配当に関しては無配とさせていただきます。

売上拡大の上でさらなる利益確保を図り、結果的に中長期的な企業価値向上を実現することで株主の皆様へより多くの還元が可能になると考えています。

# 連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額        | 科 目             | 金 額        |
|-------------------|------------|-----------------|------------|
| (資 産 の 部)         |            | (負 債 の 部)       |            |
| 流 動 資 産           | 19,357,686 | 流 動 負 債         | 5,530,372  |
| 現 金 及 び 預 金       | 12,861,417 | 買 掛 金           | 2,390,528  |
| 売 掛 金             | 2,412,701  | 短 期 借 入 金       | 1,140,259  |
| 営 業 投 資 有 価 証 券   | 2,942,584  | 未 払 金           | 1,054,669  |
| そ の 他             | 1,140,984  | 未 払 費 用         | 304,012    |
| 固 定 資 産           | 4,864,139  | 未 払 法 人 税 等     | 150,366    |
| 有形固定資産            | 1,252,101  | ポ イ ン ト 引 当 金   | 141,889    |
| 建 物               | 238,691    | そ の 他           | 348,648    |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 | 924,024    | 固 定 負 債         | 10,220,018 |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品 | 89,385     | 社 債             | 10,000,000 |
| 無形固定資産            | 1,155,355  | 長 期 借 入 金       | 137,158    |
| ソ フ ト ウ ェ ア       | 53,587     | 繰 延 税 金 負 債     | 82,859     |
| の れ ん             | 1,093,159  | 負 債 合 計         | 15,750,390 |
| そ の 他             | 8,608      | (純 資 産 の 部)     |            |
| 投資その他の資産          | 2,456,682  | 株 主 資 本         | 8,194,455  |
| 投 資 有 価 証 券       | 1,305,204  | 資 本 金           | 454,553    |
| 関 係 会 社 株 式       | 220,091    | 資本剰余金           | 1,358,084  |
| 繰 延 税 金 資 産       | 319,787    | 利益剰余金           | 9,043,215  |
| 敷 金 及 び 保 証 金     | 530,180    | 自己株式            | △2,661,398 |
| そ の 他             | 170,328    | その他の包括利益累計額     | 7,402      |
| 貸 倒 引 当 金         | △88,909    | その他有価証券評価差額金    | 3,377      |
| 繰 延 資 産           | 188,630    | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | 4,025      |
| 社 債 発 行 費         | 188,630    | 新株予約権           | 17,140     |
|                   |            | 非支配株主持分         | 441,067    |
| 資 産 合 計           | 24,410,456 | 純 資 産 合 計       | 8,660,066  |
|                   |            | 負 債 純 資 産 合 計   | 24,410,456 |

# 連結損益計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額      |            |
|-----------------|----------|------------|
| 売上高             |          | 30,282,348 |
| 売上原価            |          | 23,483,606 |
| 売上総利益           |          | 6,798,742  |
| 販売費及び一般管理費      |          | 7,800,987  |
| 営業損失            |          | 1,002,245  |
| 営業外収益           |          |            |
| 持分法による投資利益      | 8,288    |            |
| 投資事業組合運用益       | 14,530   |            |
| 為替差益            | 24,864   |            |
| 業務受託手数料         | 960      |            |
| その他             | 17,994   | 66,639     |
| 営業外費用           |          |            |
| 自己株式取得費用        | 9,821    |            |
| 支払和解金           | 108      |            |
| 支払利息            | 12,050   |            |
| 社債発行費償却         | 11,685   |            |
| その他             | 3,043    | 36,708     |
| 経常損失            |          | 972,314    |
| 特別利益            |          |            |
| 新株予約権戻入益        | 420      |            |
| 債務免除益           | 715      | 1,135      |
| 特別損失            |          |            |
| 関係会社株式売却損       | 29,731   |            |
| 減損損失            | 525,526  |            |
| 固定資産除却損         | 746      |            |
| その他             | 5,070    | 561,075    |
| 税金等調整前当期純損失     |          | 1,532,254  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 196,601  |            |
| 法人税等調整額         | △121,322 | 75,279     |
| 当期純損失           |          | 1,607,534  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |          | 31,666     |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 |          | 1,639,200  |

# 連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

|                          | 株 主 資 本  |             |              |              |              |
|--------------------------|----------|-------------|--------------|--------------|--------------|
|                          | 資本金      | 資本剰余金       | 利益剰余金        | 自己株式         | 株主資本合計       |
| 当 期 首 残 高                | 453, 248 | 1, 387, 497 | 10, 700, 243 | △507, 483    | 12, 033, 506 |
| 当 期 変 動 額                |          |             |              |              |              |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使)  | 1, 304   | 1, 304      |              |              | 2, 609       |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 損 失  |          |             | △1, 639, 200 |              | △1, 639, 200 |
| 自 己 株 式<br>の 取 得         |          |             |              | △2, 153, 915 | △2, 153, 915 |
| 連結子会社株式の売却<br>による持分の増減   |          | △30, 718    |              |              | △30, 718     |
| 連結範囲の変動                  |          |             | △17, 826     |              | △17, 826     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) |          |             |              |              |              |
| 当期変動額合計                  | 1, 304   | △29, 413    | △1, 657, 027 | △2, 153, 915 | △3, 839, 051 |
| 当 期 末 残 高                | 454, 553 | 1, 358, 084 | 9, 043, 215  | △2, 661, 398 | 8, 194, 455  |

|                          | その他の包括利益累計額      |          |                   | 新株予約権   | 非支配株主持分  | 純資産合計        |
|--------------------------|------------------|----------|-------------------|---------|----------|--------------|
|                          | その他有価証券<br>評価差額金 | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益<br>累計額合計 |         |          |              |
| 当 期 首 残 高                | 23, 386          | 3, 173   | 26, 559           | 17, 772 | 39, 799  | 12, 117, 637 |
| 当 期 変 動 額                |                  |          |                   |         |          |              |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使)  |                  |          |                   |         |          | 2, 609       |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 損 失  |                  |          |                   |         |          | △1, 639, 200 |
| 自 己 株 式<br>の 取 得         |                  |          |                   |         |          | △2, 153, 915 |
| 連結子会社株式の売却<br>による持分の増減   |                  |          |                   |         |          | △30, 718     |
| 連結範囲の変動                  |                  |          |                   |         |          | △17, 826     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) | △20, 008         | 852      | △19, 156          | △631    | 401, 267 | 381, 479     |
| 当期変動額合計                  | △20, 008         | 852      | △19, 156          | △631    | 401, 267 | △3, 457, 571 |
| 当 期 末 残 高                | 3, 377           | 4, 025   | 7, 402            | 17, 140 | 441, 067 | 8, 660, 066  |

# 貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額        | 科 目                     | 金 額        |
|-------------------|------------|-------------------------|------------|
| (資 産 の 部)         |            | (負 債 の 部)               |            |
| 流 動 資 産           | 14,370,558 | 流 動 負 債                 | 1,774,766  |
| 現 金 及 び 預 金       | 10,402,497 | 未 払 金                   | 1,735,105  |
| 売 掛 金             | 118,889    | 未 払 費 用                 | 1,361      |
| 営 業 投 資 有 価 証 券   | 747,618    | 預 り 金                   | 22,547     |
| 前 払 費 用           | 46,648     | そ の 他                   | 15,751     |
| 短 期 貸 付 金         | 2,384,176  | 固 定 負 債                 | 10,693,113 |
| そ の 他             | 833,728    | 社 債                     | 10,000,000 |
| 貸 倒 引 当 金         | △163,000   | 債 務 保 証 損 失 引 当 金       | 622,250    |
| 固 定 資 産           | 6,724,974  | 繰 延 税 金 負 債             | 70,863     |
| 有形固定資産            | 1,071,260  | 負 債 合 計                 | 12,467,879 |
| 建 物               | 94,639     | (純 資 産 の 部)             |            |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 | 924,024    | 株 主 資 本                 | 8,790,480  |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品 | 52,596     | 資 本 金                   | 454,553    |
| 無形固定資産            | 39,308     | 資 本 剰 余 金               | 1,299,996  |
| ソ フ ト ウ エ ア       | 34,400     | 資 本 準 備 金               | 444,553    |
| そ の 他             | 4,907      | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 855,442    |
| 投資その他の資産          | 5,614,406  | 利 益 剰 余 金               | 9,697,329  |
| 投 資 有 価 証 券       | 2,030,378  | その他利益剰余金                | 9,697,329  |
| 関 係 会 社 株 式       | 2,653,868  | 新事業開拓事業者<br>投資損失準備金     | 393,716    |
| 長 期 貸 付 金         | 607,710    | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 9,303,612  |
| そ の 他             | 411,358    | 自 己 株 式                 | △2,661,398 |
| 貸 倒 引 当 金         | △88,909    | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 8,828      |
| 繰 延 資 産           | 188,630    | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 8,828      |
| 社 債 発 行 費         | 188,630    | 新株予約権                   | 16,975     |
| 資 産 合 計           | 21,284,163 | 純 資 産 合 計               | 8,816,284  |
|                   |            | 負 債 純 資 産 合 計           | 21,284,163 |

# 損 益 計 算 書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額     | 額         |
|-------------------|---------|-----------|
| 売上高               |         | 6,341,936 |
| 営業収益              |         | 823,030   |
| 売上高及び売上収益         |         | 7,164,967 |
| 売上原価              |         | 4,818,900 |
| 売上総利益             |         | 2,346,066 |
| 販売費及び一般管理費        |         | 1,534,248 |
| 営業費用              |         | 605,672   |
| 販売費及び一般管理費並びに営業費用 |         | 2,139,920 |
| 営業利益              |         | 206,146   |
| 営業外収益             |         |           |
| 受取利息              | 7,774   |           |
| 為替差益              | 25,062  |           |
| 業務受託手数料           | 12,841  |           |
| その他               | 5,644   | 51,321    |
| 営業外費用             |         |           |
| 自己株式取得費用          | 9,821   |           |
| 投資事業組合運用損         | 28,773  |           |
| 支払利息              | 9,046   |           |
| 社債発行費償却           | 11,685  |           |
| その他               | 623     | 59,950    |
| 経常利益              |         | 197,517   |
| 特別利益              |         |           |
| 関係会社株式売却益         | 20,080  |           |
| その他               | 420     | 20,500    |
| 特別損失              |         |           |
| 減損損失              | 5,725   |           |
| 固定資産除却損           | 432     |           |
| 関係会社株式評価損         | 181,604 |           |
| 貸倒引当金繰入額          | 131,000 |           |
| 債務保証損失引当金繰入額      | 592,250 |           |
| その他               | 25,470  | 936,483   |
| 税引前当期純損失          |         | 718,465   |
| 法人税、住民税及び事業税      | 362     |           |
| 法人税等調整額           | 133,845 | 134,207   |
| 当期純損失             |         | 852,673   |

# 株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株主資本    |         |              |             |                     |             |             |
|-------------------------|---------|---------|--------------|-------------|---------------------|-------------|-------------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金   |              |             | 利益剰余金               |             |             |
|                         |         | 資本準備金   | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | その他利益<br>剰余金        |             | 利益剰余金<br>合計 |
|                         |         |         |              |             | 新事業開拓事業者<br>投資損失準備金 | 繰越利益<br>剰余金 |             |
| 当 期 首 残 高               | 453,248 | 443,248 | 855,442      | 1,298,691   | —                   | 10,550,002  | 10,550,002  |
| 当 期 変 動 額               |         |         |              |             |                     |             |             |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使) | 1,304   | 1,304   |              | 1,304       |                     |             |             |
| 新事業開拓事業者投資<br>損失準備金の積立  |         |         |              |             | 393,716             | △ 393,716   | —           |
| 当 期 純 損 失               |         |         |              |             |                     | △852,673    | △852,673    |
| 自 己 株 式 の 取 得           |         |         |              |             |                     |             |             |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |         |              |             |                     |             |             |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 1,304   | 1,304   | —            | 1,304       | 393,716             | △1,246,389  | △852,673    |
| 当 期 末 残 高               | 454,553 | 444,553 | 855,442      | 1,299,996   | 393,716             | 9,303,612   | 9,697,329   |

|                         | 株主資本       |            | 評価・換算<br>差額等     |                | 新株予約権  | 純資産合計      |
|-------------------------|------------|------------|------------------|----------------|--------|------------|
|                         | 自己株式       | 株主資本<br>合計 | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |        |            |
| 当 期 首 残 高               | △507,483   | 11,794,459 | 15,356           | 15,356         | 17,499 | 11,827,315 |
| 当 期 変 動 額               |            |            |                  |                |        |            |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使) |            | 2,609      |                  |                |        | 2,609      |
| 新事業開拓事業者投資<br>損失準備金の積立  |            | —          |                  |                |        | —          |
| 当 期 純 損 失               |            | △852,673   |                  |                |        | △852,673   |
| 自 己 株 式 の 取 得           | △2,153,915 | △2,153,915 |                  |                |        | △2,153,915 |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |            |            | △6,528           | △6,528         | △524   | △7,052     |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △2,153,915 | △3,003,979 | △6,528           | △6,528         | △524   | △3,011,031 |
| 当 期 末 残 高               | △2,661,398 | 8,790,480  | 8,828            | 8,828          | 16,975 | 8,816,284  |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月27日

クルーズ株式会社

取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 篠原孝広 ⑨

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 倉本和芳 ⑨

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、クルーズ株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クルーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月27日

クルーズ株式会社

取締役会 御 中

### 有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 篠 原 孝 広 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 倉 本 和 芳 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、クルーズ株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本報告書の作成時点において重要な欠陥はない旨の報告を取締役等及び会計監査人有限責任監査法人トーマツから受けております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月28日

クルーズ株式会社 監査等委員会

監査等委員（社外取締役） 永井 文隆 ㊟

監査等委員（社外取締役） 立松 進 ㊟

監査等委員（社外取締役） 川井 崇司 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、現任の取締役（監査等委員である者を除く。）7名は任期満了となりますため、取締役（監査等委員である者を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である者を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)         | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                        | 所有する<br>当<br>社<br>の<br>株<br>式<br>数 |
|------------|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 1          | 小 淵 宏 二<br>(1974年11月4日生) | 1995年4月 株式会社ホテル京急入社<br>1996年4月 シーエスアイ株式会社（現：株式会社CSIソリューションズ）入社<br>2001年5月 当社設立 代表取締役社長（現任）<br>(地位及び担当) 代表取締役社長                                          | 3,350,000株                         |
| 2          | 仲 佐 義 規<br>(1980年4月26日生) | 2004年4月 当社入社<br>2010年5月 当社執行役員<br>2011年6月 当社取締役（現任）<br>(地位及び担当) 取締役 最高執行責任者COO                                                                          | 17,000株                            |
| 3          | 稲 垣 佑 介<br>(1982年9月14日生) | 2003年9月 株式会社ワールドコンパイル設立 代表取締役社長<br>2011年7月 株式会社BANEX JAPAN 取締役副社長<br>2013年4月 当社入社 執行役員<br>2016年6月 当社取締役（現任）<br>2017年1月 税理士登録<br>(地位及び担当) 取締役 最高財務責任者CFO | －株                                 |
| 4          | 張 本 貴 雄<br>(1984年8月6日生)  | 2007年4月 当社入社<br>2010年5月 当社執行役員<br>2014年6月 当社取締役（現任）<br>(地位及び担当) 取締役 ファッションEC事業領域管掌<br>(重要な兼職の状況)<br>CROOZ SHOPLIST株式会社 代表取締役社長                          | 14,800株                            |
| 5          | 古 瀬 祥 一<br>(1982年3月28日生) | 2002年4月 当社入社<br>2006年4月 当社取締役（現任）<br>(地位及び担当) 取締役 広告事業領域管掌<br>(重要な兼職の状況)<br>CROOZ Media Partners株式会社 代表取締役社長<br>Light FX株式会社 代表取締役社長                    | 14,000株                            |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)           | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                  | 所有する<br>当 社<br>の株式数 |
|------------|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 6          | 矢 嶋 健 二<br>(1980年10月 7 日生) | 2004年 9 月 株式会社つばさレコーズ 代表取締役<br>2006年11月 株式会社TWIN PLANET設立 代表取締役（現任）<br>2016年 6 月 当社取締役（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社TWIN PLANET 代表取締役 | 1,000株              |

(注) 取締役候補者のうち、当社との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりであります。なお、その他各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

張本貴雄氏は、当社子会社であるCROOZ SHOPLIST株式会社の代表取締役を兼務しており、当社は同社に対して、運転資金の貸付を行っております。

古瀬祥一氏は、当社子会社であるCROOZ Media Partners株式会社の代表取締役を兼務しており、当社は同社に対して、債務の連帯保証を行っております。

矢嶋健二氏は、株式会社TWIN PLANETの代表取締役を兼務しており、同社は当社と広告に関連する業務委託等の取引があります。

## 第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生 年 月 日)         | 略 歴 及 び 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                            | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 大 森 彩 香<br>(1978年9月28日生) | 2006年10月 三宅・今井・池田法律事務所入所<br>2008年10月 ウィザーズ総合法律事務所開設<br>2009年6月 当社社外監査役<br>2011年9月 濱田法律事務所入所（現任） | -株                     |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者の大森彩香氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であり、かつ、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
3. 大森彩香氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏は、弁護士として専門的な知識と経験を有しており、これらの知識と経験から、当社の監査等委員である社外取締役として適切な助言・提言をしていただけるものと判断したためです。なお、同氏は直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

### 第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されます。つきましては、監査等委員会の決定に基づき、新たに太陽有限責任監査法人を会計監査人に選任することをお願いするものであります。

なお、監査等委員会が太陽有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、現会計監査人の監査継続年数を考慮し、新たな視点での監査が期待できることに加え、監査法人としての独立性及び専門性、監査活動の適切性及び効率性、並びに監査品質管理体制の整備状況等を勘案した結果、適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2019年3月31日現在)

|       |                                                                                          |                                       |      |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|------|
| 名 称   | 太陽有限責任監査法人<br>(英文名称: Grant Thornton Taiyo LLC)                                           |                                       |      |
| 事 務 所 | 主たる事務所<br>本部・東京事務所 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー<br>その他の事務所 (国内)<br>大阪、札幌、東北、新潟、北陸、名古屋、中国・四国、九州 |                                       |      |
| 沿 革   | 1971年9月                                                                                  | 太陽監査法人設立                              |      |
|       | 1994年10月                                                                                 | グラント・ソントン インターナショナル加盟                 |      |
|       | 2006年1月                                                                                  | 太陽監査法人とA S G監査法人が合併し太陽A S G監査法人となる    |      |
|       | 2008年7月                                                                                  | 有限責任監査法人への移行に伴い、名称を太陽A S G有限責任監査法人に変更 |      |
|       | 2012年7月                                                                                  | 永昌監査法人と合併                             |      |
|       | 2013年10月                                                                                 | 霞が関監査法人と合併                            |      |
|       | 2014年10月                                                                                 | 太陽有限責任監査法人に名称変更                       |      |
|       | 2018年7月                                                                                  | 優成監査法人と合併                             |      |
| 概 要   | 人 員                                                                                      | 代表社員・社員                               | 77名  |
|       |                                                                                          | 特定社員                                  | 3名   |
|       |                                                                                          | 公認会計士                                 | 292名 |
|       |                                                                                          | 公認会計士試験合格者等                           | 137名 |
|       |                                                                                          | その他専門職                                | 162名 |
|       |                                                                                          | その他職員                                 | 67名  |
|       |                                                                                          | 合 計                                   | 738名 |
|       |                                                                                          | 被監査会社数                                | 922社 |

(注) 太陽有限責任監査法人が選任された場合、当社は同法人との間で会社法第427条第1項の規程に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約の内容の概要は次のとおりです。

会社法第423条第1項の責任について、監査受嘱者が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、監査受嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。

以 上

〈メ 毛 欄〉

[illegible]

〈メ 毛 欄〉

[illegible]

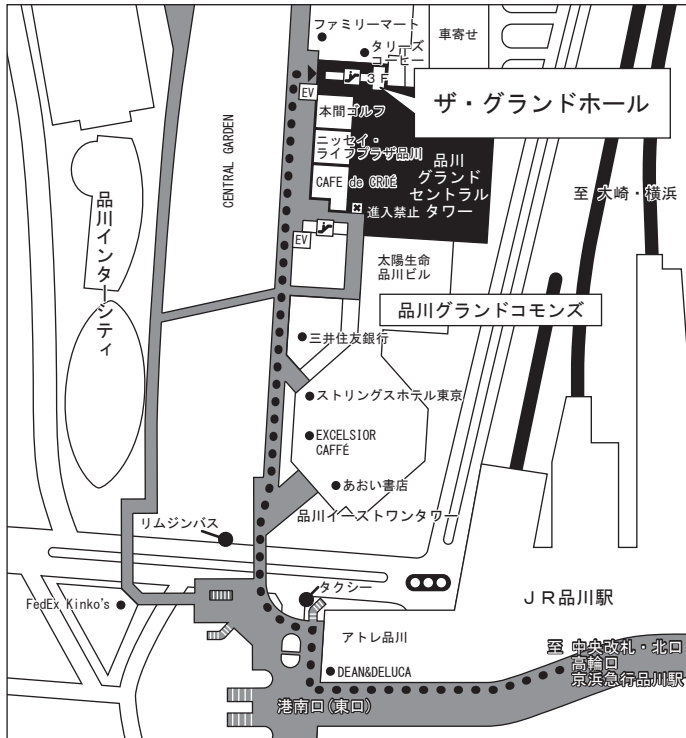
## 株主総会会場のご案内

会場：ザ・グランドホール

東京都港区港南二丁目16番4号

品川グランドセントラルタワー3階

電話 03-5463-9971



交通機関

《電車》JR 品川駅 中央改札より徒歩8分

(お願い)

会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。